Q4 解雇の予告とは何ですか？

a 労働基準法（第２０条、２１条）では、労働者を解雇する場合は、少なくとも３０日前までに予告するか、平均賃金の３０日分以上（解雇予告手当）の支払いが必要であるとしています。

平均賃金は、基本的には、次の式によって計算されます。

$$\text{平均賃金} = \frac{\text{３ヶ月間に支払われた賃金総額}}{\text{３ヶ月間の総日数}}$$

なお、具体的な平均賃金の算定方法については、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせ下さい。